

障がい福祉に関する施策についての意見

<高塚委員>

全ての表記を修正してください。

- ・手話 ⇒ 手話言語
- ・障害者 ⇒ 社会的障壁者(手帳を持っていない、きこえない・きこえにくい人も含む)
※医学モデルではなく社会モデルの考え方に基づいている。

(意見に対する回答)

・手話は言語であることを認識し、「手話」の表記を可能な限り「手話言語」にしています。
・「障がい」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、いう「障がいの社会モデル」をすべての人が理解しすることは重要でありますので、ご意見を踏まえ、今後、検討します。

3. 安全・安心 【危機管理政策課】

災害時に避難所となる施設等に情報アクセシビリティ対応機器「アイ・ドラゴン4」を設置し、きこえる人との情報格差を解消してください。

(意見に対する回答)

当該情報アクセシビリティ対応機器の整備については、1月27日に県聴覚障害者協会と意見交換を行ったところであり、今後、自治体が当該機器を整備した場合の平時の利用料減免等の動きも踏まえて整備を検討していきたいと考えます。

また、当該機器の整備に限らず、聴覚障がい者が避難所で必要な情報を取得できるよう、引き続き市町村へ働き掛けていきたいと考えています。

4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

(5) 手話言語条例に基づく施策の展開 No.151 【障がい福祉課(情報アクセス担当)】

No.151

「手話通訳奉仕員」の表記を全て「手話奉仕員」に修正してください。

(意見に対する回答)

正しい表記である「手話奉仕員」に修正します。

5. 生活環境 (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進 No.161関連【交通政策課】

バス、JR を使用し ICOCA で支払う場合、障害者割引の機能がいないため、わざわざ手帳の提示をしなければならず不便である。特別割引用 IC カードを作成することもできるが、JR 西日本の窓口に出向く必要があり、近くの駅が無人駅だと対応できない。利便性の向上を図ってください。

(意見に対する回答)

本年3月 21 日の路線バスへの ICOCA 導入により鉄道も含め公共交通の利便性が向上すると期待しております(また、県では、鉄道未導入駅への導入加速について鉄道事業者への働きかけも行っているところです)。

ご意見についてJR西日本に確認したところ、障がい者割引を受けるためには、手帳の提示をしていただくか、特別割引用ICカード((株)スルッとKANSAI発行)を作成・ご利用いただくこととなります。同カードの初回発行時・更新時(有効期間5年)には、ご本人確認のため有人駅へお越しいただく必要がありますが、所要の手続きでありご理解いただきますようお願いいたします(年1回の継続利用確認は郵送での手続きとなっております)。

なお、バスについても、新たにバス用割引 ICOCA をご準備します。3月 21 日から、鳥取バスターミナル、倉吉バスセンター(日本交通(株)倉吉営業所)、米子駅前バスターミナル、日ノ丸自動車各営業所(鳥取、倉吉、米子)にてお取り扱いを開始しますのでぜひご利用ください。

5. 生活環境(4)福祉のまちづくりの推進 No.170 【県警交通企画課】
歩行者ゾーン(子ども・高齢者等)と自転車ゾーンを分けてください。 現在は曖昧になっているので、後ろから自転車が来てもわからず危険である。
(意見に対する回答) 自転車の通行区分につきましては、歩道と車道の区分のある道路では、車道を通行しなければならないとされています。 ただし、歩道の幅員がおおむね4メートル以上で歩行者の通行にとくに支障が認められない道路の区間につきましては、自転車が歩道を通行することができるとされているほか、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければならない等とされています。 したがって、自転車利用者に対する安全教育等を通じて今後も推進してまいります。
5. 生活環境 (4)福祉のまちづくりの推進 No.174 【福祉保健課】
とっとり UD マップに「筆談対応」のマークがあっても、実際にその施設に行くと「筆談マーク」の掲示がないところが多い。筆談マークがあると安心して筆談をお願いできるので、UD マップに掲載されている施設には「筆談マーク」を掲示してください。手話言語対応も同様に、「手話マーク」を掲示してください。
(意見に対する回答) 「筆談マーク」「手話マーク」については、店頭での掲示が義務化されているものではありませんが、利用される方が安心して筆談、手話の対応を依頼できるよう、とっとり UD マップで当該項目を選択された事業所に対して、マークの掲示を促すように周知します。
7. 教育、スポーツ (2)スポーツ等の推進 No.216 【スポーツ課】
2025 デフリンピック東京大会の成功には、鳥取県から多大なご支援をいただき感謝申し上げます。大会の認知度向上に向けた取り組みの成果として、鳥取県の認知度はどれくらい上がったのか実態調査をしてください。 ※東京都では2024年 39.0% ➡大会終了後 73.1%に上昇したとの報告があります。 また、デフスポーツの認知度向上のための周知を継続してください。デフリンピックが終わったから、終わりではない。例えば、“パラ”と表示するところを“パラ・デフ”と表記する等。
(意見に対する回答) 開催前からの広報活動に加え、目に見える応援として大会を盛り上げたことや、およそ3000人のボランティアが活動するなど参加型の大会運営ができたことも認知度の上昇につながったといわれています。鳥取県においても、キャラバン活動や機運醸成のイベント等において、デフリンピック、またデフスポーツの推進を図ってきました。 認知度については、今後実施される様々な調査も含め、認知度の調査ができないか検討をしていきたい。県としても、引き続きデフスポーツの推進を図っていきたい。
8. 文化・芸術活動 (1)文化芸術の鑑賞の機会の拡大 No.226
【障がい福祉課(障がい者アート支援担当)】
「公演等における情報保障をはじめとした鑑賞サポート」の対象はどこまで(演劇、コンサート等)か、またどのようなサポートが可能か教えていただきたい。
(意見に対する回答) 文化芸術施設等と連携した鑑賞サポートの充実については、公演での演劇、コンサート等の鑑賞や、展覧会でのアート作品の鑑賞など、幅広い分野で取組を進める必要があると考えています。 令和6年度から県内文化施設と連携して開催している「劇場って楽しい!」では、コンサート等の公演を、鑑賞ルール等の事前説明(知的・発達障がい向けのサポート)、手話通訳、要約筆記、音声補聴(ヒアリングループの稼働)、リラクセススペース及び看護師の配置等のサポート付きで鑑賞する体験プログラムを行っています。 その他にも、鳥の劇場との連携による「じゅう劇場」演劇公演における手話通訳、字幕、音声ガイド等の鑑賞サポート(平成27年度～)や、県立美術館との連携による手話通訳付対話鑑賞

(令和7年9月)、高等学校との連携による見えない・見えにくい方との対話鑑賞(令和6年度～)などの取組を行っているところです。

今後も関係者の皆様のご意見をお聞きしながら、様々な障がい特性に配慮した鑑賞サポートの充実を図っていきたいと考えています。

8. 文化・芸術活動 (1)文化芸術の鑑賞の機会の拡大 No.227～229

【障がい福祉課(障がい者アート支援担当)】

演劇、芸術等の専門的な手話通訳や手話言語表現を学ぶ機会がなく、手話通訳を見ても分かりづらい時がある。県外から専門家を招いて学ぶ機会を設けられないか。

(意見に対する回答)

来年度、あいサポート・アートセンター(鳥取県障がい者文化・芸術活動拠点)と協力して、演劇、芸術等の専門的な手話通訳や手話言語表現を学ぶセミナー等を開催します。具体的内容については、当事者の方々の御意見をお聞きしながら検討していきたいと考えています。

その他意見 【障がい福祉課(情報アクセス担当)】

パンフレット・リーフレットに手話言語のQRコードを必ずつけてください。きこえない人の中には、文章を読んで理解ができなくても手話言語であれば理解できる方がおられる。観光マップも同様で、音声コードでの情報提供だけでなく、手話言語での情報提供が必要。※江原道では、立て看板の観光マップにも手話言語のQRコードが付いていたとの報告があります。

(意見に対する回答)

パブリックコメントの募集など県の情報発信において、手話言語動画の活用等を進めていくこととしています。県立美術館では手話言語による解説動画のQRコードの設置も進めています。が、パンフレット・リーフレットの手話言語動画による説明の在り方等についても、今後、鳥取県手話施策推進協議会等で議論していきたいと考えています。

<中井委員>

2. 保健・医療 (5)障がいの原因となる疾病等の予防・治療 No.104 【健康政策課、障がい福祉課】

健康診断について

人間ドックなどの検診において知的障がい者の多くが検診を受けてないと聞いています。受診を促すことと医療機関の配慮など推進していく必要があるのではないのでしょうか。

(意見に対する回答)

現在、健康診断及びがん検診を実施している県内各市町村において、受診券送付時の通知や広報等を通じた障がい者で配慮を要する場合の問合せ先等の周知、障がい者支援部門の担当者と連携した受診勧奨、障がい者の受診への付き添いや介助の調整、受診者が少ない時間帯(最終受付)の確保等により、障がい者に配慮した受診体制を確保しています。

令和8年度は、障がい者の特性に応じた対応方法等の知識の習得を目的とした市町村担当者向けセミナーを開催し、障がい者が受診しやすい環境整備に向けた市町村への支援を行います。

5. 生活環境 (1)住宅の確保 No.160関連 【障がい福祉課(生活支援・指導担当)】

グループホームの設置状況について

精神障がいのある方の地域移行について、地域移行推進会議等で課題を共有し連携にして取り組みをされていますが、住む場所の確保が最も必要だと思います。各圏域など増えることはできないのでしょうか。

(意見に対する回答)

グループホームは、地域移行等の流れを踏まえ、障がい者が地域で安心して暮らしていくための居住の場として重要であり、地域のグループホーム整備のニーズは高いと考えています。令和7年度から、国補助金が不採択となったグループホーム整備のための単県補助制度を創設し、県独自に整備の促進を図っており、令和8年度も継続に向けて検討しています。

<山根委員>

1. 生活支援 (1)相談支援体制の充実・強化等No.15関連【障がい福祉課(生活支援・指導担当)】
知的障害の相談員は、親がなっている。身体障害の相談員は本人となっているが身体も小さい頃からの障がいを持つ保護者が相談員になれる体制にはできないのか。※より良い暮らしのために～相談機関名簿より。(身体障害者福祉法)
(意見に対する回答) 身体障がい者相談員については、各市町村が定める身体障がい者相談員設置要綱等に基づき、市町村が設置しています。障がいの有無を問わない市町村もあり、各市町村が地域の実情等を踏まえた上で、相談員の条件を定めているものと考えられますが、要望の内容をお伝えさせていただきます。

1. 生活支援 (2)在宅サービス等の充実 No.17関連 【子ども発達支援課】
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業について 医療的ケア児者の泊を伴うショートステイ先は中部圏域には1ヵ所しかなく。とても助かるが、2.3日前でなければ決定決まらず。満床状況が多く空きもあまりなくとても使いづらい。 中部圏域での泊を伴う医療型ショートステイ先は他にもお願いしたい。
(意見に対する回答) 令和7年度の重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業において、中部では、日中のみの利用を含めると3医療機関が参加しています(東部:2医療機関、西部:2医療機関)。 重度障がい児者及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、引き続きショートステイ受入機関の拡充を図っていきます。

2. 保健・医療 (1)保健・医療の充実等 【子ども発達支援課】
東部:ナースングデイこすもす、西部:医療的ケア児等支援センターは、当事者の生活の場を兼ね、当事者だけではなく有資格者の拠点にもなっている。中部では当事者や家族が本当に医療や生活で困っている子どもの実態を理解した、同上の頼れる拠点がない。中部療育園にも医療的ケア児等のセンターがあるが、東西部のような質はない。中部にライフステージに合わせて共に歩んでいただける場と拠点(同一で)があれば願っている。
(意見に対する回答) ご認識のとおり、本県の医療的ケア児等支援センター(以下「センター」という。)は、博愛こども発達・在宅支援クリニックに総合(西部)窓口、鳥取県看護協会に東部窓口、中部療育園に中部窓口の3箇所の窓口を設けています。センターでは、医療的ケア児等や家族が安心して生活できるよう包括的な支援を行う「医療的ケア児等コーディネーター」の養成も行い、活用を進めています。 中部においても、地域におられる医療的ケア児等コーディネーターとの連携を一層強化し、地域で暮らす医療的ケア児等や家族が相談しやすい環境をつくるとともに、適切な支援につながれるよう、積極的な研修受講や窓口間での支援スキルの共有により機能の強化を図ってまいります。

2. 保健・医療 (1)保健・医療の充実等 【子ども発達支援課】
・「成人診療科への移行」 脳神経小児科から成人科への移行については、慎重にお願いできればとおもいます。本人の状態を十分伝えられないと、本人も受ける側も混乱をきたすだけと思っています。 子ども基本法(2024年)では、子ども定義が、『こどもとは、心身の発達の過程にある者をいう』とされています。これは、重症心身障害児者にもあてはまる解釈と思われます。障がい分野においても、年齢だけでない対応をのぞみます。

(意見に対する回答)

移行の時期は、県としても、年齢で区切る等一律の基準で行うものではなく、小児期の診療科と成人期の診療科とが連携し、お子さんの状況に合わせて対応することが必要と考えています。

ご本人、ご家族が不安を感じることをないよう、適切な時期での成人診療科への移行について早い段階から丁寧な説明を行うとともに、時間をかけた移行調整など、個別状況に応じた対応を行っていただけるよう、関係機関との課題を共有し、連携を深めていきます。

2. 保健・医療 (1)保健・医療の充実等 【子ども発達支援課】

・成人移行への専門医の養成、切れ目のない体制の支援

医療の充実により重症児者の高齢化と重症化が進んでおります。家庭での医療管理の進歩し、医療依存度の高い準・超重症者の医療ケア児者が在宅で生活しています。成人科移行の問題は大変難しい問題であることは避けられない状況にあると思います。現在、特に中部圏域には難しく、専門医を養成して 10 代頃から移行期間を設けスムーズに診療を引き継げる体制が必要と思います。また、重症児者の高齢化、重症化に対し医療機関、地域、行政が連携し、切れ目のない体制の支援構築をお願い致します。

(意見に対する回答)

地域で暮らす重い障がいのある方々の診療については、障がいの状態の変化や、身体的・精神的な成長に応じて、必要な医療の提供が可能な診療科へ、丁寧な説明と調整を行いながら移行していくことが適切と考えています。

複数の関係機関での調整等が必要となり円滑な移行が難しい事例もあると聞いていますが、医療の多くの現場では、移行について早期の説明や丁寧な対応に取り組んでおられ、スムーズな移行につながるよう努めていただいているところです。

県としては、それぞれの状況に応じた適切な医療につながるとともに、ご本人及びご家族が地域で安心して暮らしていけるよう、医療機関と地域、県をはじめとした行政機関の連携を図っていきます。

3. 安全・安心 (1)防災対策の推進・感染症等への備え No.114、No.115関連【危機管理政策課】

今月島根県東部を震源とする地震があり、今後の地震について防災意識が高まっています。

個別避難計画の進行状況の把握はされているのか、障がいの命が守られる避難所での移動(福祉避難所へはすぐいけないと思います)避難所での生活などの具体的な内容はどのようなのかなど個々が理解しているのでしょうか。

例えば、ですが、防災アプリの開発はできないでしょうか。(地元企業や地域の専門家などと地域連携できたらと思います。)母子手帳がアプリになったように防災情報、記録がアプリで活用されたら今回の地震でひとりひとりがどのように動いたのかが記録のひとつになり、累計されたら命に関わる時に役立つと思います。

(意見に対する回答)

個別避難計画について、県内の作成率は 30.4%(R7. 4時点)であり、障がいの程度や自宅の災害リスク等を踏まえ、各市町村で優先度を付けて作成が進められています。

また、避難所での生活について、県では、避難所や福祉避難所の開設・運営に係る指針を作成し、市町村へ示しており、各市町村において当該指針等を踏まえて必要な資機材の整備や人員の確保などの対策が進められています。

災害時に支援が必要な当事者や家族等の関係者が、個別避難計画の作成や防災訓練・研修会の参加等を通じて、必要な防災対策について理解を深めていただくことが重要と考えており、引き続き、市町村と連携して、これらの取組を推進していきます。

なお、提案のあった防災アプリについて、県では防災情報や最寄りの避難所を確認できる防災アプリ「あんしんトリピーなび」を運用していますが、各個人の情報を入力・管理するアプリの開発は現時点で考えておらず、目的や必要性を踏まえて慎重に判断したいと考えます。

その他意見 (2. 保健・医療 (1)保健・医療の充実等 No.72関連) 【医療政策課】
障害 4 級仕事をしている。仕事をしていると平日リハビリを受けにくい。西部は個人病院など土曜日リハビリを受けることができるが中部ではリハビリをしているところがない。気軽にリハビリを受けることができないでしょうか。
(意見に対する回答) 県では、リハビリを行う理学療法士等の確保、定着対策、リハビリ専門職の資質向上に向けた研修支援を行うとともに、訪問リハビリテーションの普及に向けた支援を行うことで身近なところでリハビリが受けやすい環境の整備に取り組んでいます。 今年度から始まった国の「かかりつけ医機能報告制度」の報告結果により、休日リハビリテーションを行う施設を把握した上で、地域で必要なリハビリ等の医療サービスが提供できる体制の整備を検討します。

<杉本委員>

1. 生活支援 (1)相談支援体制の充実・強化等 No.4、No.23 【障がい福祉課(生活支援・指導担当)】
基幹相談支援センターや地域生活支援拠点など整備されてきており、周知の取り組みはされていると思うが、現状では知らない保護者も多く存在している。保護者が知り、活用できる取り組みを望む。なお、基幹相談支援センターの米子市について、米子市役所が西部の全市町村に対応するということか、確認したい。
(意見に対する回答) 市町村における拠点機能の充実強化を図るため、「地域生活支援拠点の機能及び実効性向上支援モデル事業補助金」を令和7年度に創設し、日野郡3町に対して支援しています。それぞれ相談事業所等に委託をし、各1名拠点コーディネーターを配置し、拠点等の周知広報を進め、緊急時における受入施設の確保を進められています。こうした市町村の取組を横展開し、全県的な拠点の充実を図っていきます。また、令和8年に向けても、継続して市町村に対して支援するよう検討しています なお、基幹相談支援センターの米子市は、西部の全市町村ではなく、米子市単独で設置するものです。

1. 生活支援 (1)相談支援体制の充実・強化等 No.13 【障がい福祉課】
「よりよい暮らしのために」は、冊子とホームページで PDF データが提供されているが、必要な情報を入手するのが難しく、各事業所が提供しているサービスも非常にわかりにくい。できれば、データ化して検索等で簡単に必要な情報が入手できるよう、改善に向けた検討をお願いしたい。
(意見に対する回答) 各事業所等の情報につきましては、WAMNET の「障害福祉サービス等情報検索」を利用することで、障害福祉サービス等に関する具体的な取組状況等を簡単に検索できるようになっておりますので、そちらについてもご活用ください。

1. 生活支援 (3)障がい児支援の充実 No.40 【子ども発達支援課】
ペアレントトレーニングのファシリテーター養成に長年取り組まれているが、鳥取県内での実施状況はどのようになっているか。県内19市町村での取り組みを促進し、ペアレントメンターを活用して、「発達障害児者及び家族等支援事業」によりペアレントメンターの報酬を確保していただきたい。
(意見に対する回答) 本県では、国の発達障害児者及び家族等支援事業により、ペアレントメンターの養成及び活動支援に加え、ペアレントトレーニングのファシリテーター養成及びフォローアップを実施しているところです。 市町村としては令和7年4月1日時点で8市町が導入しており、各事業所でも家族支援にペアレントトレーニングが活用されています。令和7年度はペアレントトレーニングを実施する機関

の負担軽減を目的として、実施機関が行う講義の代わりに利用できるペアレントトレーニング講義動画を作成しました。

ペアレントメンターも、令和7年度は12月末時点で8件、ペアレントトレーニングに関わっていただいております。ペアレントメンター事務局でマッチングした場合は、県から報酬をお支払いするようになっています。

今後も県内市町村に対してペアレントトレーニングの導入を働きかけていくとともに、国事業を活用してペアレントメンターによる保護者支援に取り組んでいきます。

1. 生活支援(6)人材の育成・確保 No.64 【障がい福祉課】

福祉人材センターの実績数が示されているが、介護・児童分野も含めた数字と思われる。障がい分野に特化した相談窓口の設置や、人材確保のための専門員の配置など、障がい者支援事業所への人材確保の施策を講じていただきたい。なお、障がい分野の人材不足が長期に及んでおり、サービスを断られることも多く、特に「入所系施設の短期入所」で職員が不足していることを理由に利用できないこともある。

(意見に対する回答)

障害福祉サービスが持続可能であり続けるために、障がい者福祉の人材確保は、重要であると考えます。令和8年度に向けて、障がい者福祉分野のイメージアップ戦略、外国人人材の採用に向けた事業所と派遣側とのマッチングなど介護・保育分野と同様の人材確保施策を検討しています。